特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１２号
新潟市東区材木町１番63号
清算株式会社　株式会社カネ三
代表清算人　渡邊　隆夫
1　決定年月日　平成26年４月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２６年（ヒ）第５号
京都市西京区桂徳大寺町157番地
清算株式会社　株式会社ナスコ・バイオシステムズ
1　決定年月日　平成26年４月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第１号
静岡市清水区三保491番地の１
更生会社　株式会社カナサシ重工
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
静岡地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２５年（再）第３号
福岡県柳川市三橋町吉開768番地の２
再生債務者　株式会社アーバン
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月25日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成26年３月25日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
青森県八戸市大字十三日町16番地
再生債務者　八戸スカイビル株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年３月31日　青森地方裁判所八戸支部

再生手続廃止

平成２３年（再）第２２号
大阪市西区立売堀１丁目14番20号、開始決定時の本店所在地大阪府豊中市勝部１丁目82番１
再生債務者　株式会社ゼロム
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成26年４月１日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第４号
千葉県木更津市大和２丁目24番15号
再生債務者　劔持　勝巳
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月21日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（再イ）第７号
千葉県山武郡九十九里町作田5587番地１
再生債務者　石田　達也
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月21日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（再イ）第５号
兵庫県伊丹市西台１丁目４－２　ローレルコート伊丹1403号室
再生債務者　春名　宏美
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月21日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２６年（再イ）第３３号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区33棟202号
再生債務者　湯村　英人
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第７号
秋田市下浜羽川字浜稲場40番地
再生債務者　大田　　透
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月24日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月８日から平成26年５月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第８号
神奈川県小田原市栢山1156番地　メゾン黒柳Ｄ棟
再生債務者　小川まゆみ
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月24日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月８日から平成26年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２６年（再イ）第７号
茨城県水戸市泉町３丁目７番24号　スーパーホテル水戸
再生債務者　那覇　暁侍
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月14日から平成26年６月４日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（再イ）第７号
埼玉県熊谷市石原１丁目35番地17
再生債務者　深町　和好
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月13日から平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（再イ）第３２号
東京都墨田区東向島２―49―10―602
再生債務者　長野　志織
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月14日から平成26年６月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第３７号
東京都港区麻布十番４―１―10―1201
再生債務者　中山　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月14日から平成26年６月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第１１３号
埼玉県さいたま市見沼区大字東新井733―３―805
再生債務者　丸山　　眞
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月14日から平成26年６月４日まで
東京地方裁判所民事第20部